

【例】18歳（令和8年3月で高校卒業）、15歳、13歳の児童を養育している場合

（※生活費などの経済的な負担をしていない場合は対象外）

令和8年3月まで

18歳	15歳	13歳
第1子	第2子	第3子
10,000円	10,000円	30,000円

合計 50,000円

令和8年4月から（提出があった場合）

18歳	15歳	13歳
第1子	第2子	第3子
—	10,000円	<u>30,000円</u>

合計 40,000円

令和8年4月から（提出がなかった場合）

18歳	15歳	13歳
	第1子	第2子
—	10,000円	<u>10,000円</u>

合計 20,000円